

東京都医薬品配置協会研修運営委員会会則

【名 称】

第1条 本会は東京都医薬品配置協会研修運営委員会と称する。

【目 的】

第2条 本会は東京都医薬品配置協会が行う、資質向上研修を円滑かつ効果的に実施する為、必要な業務を行うことを目的とする。

【業務内容】

第3条 本会は次の業務を行う。

1. 研修会の研修内容及び運営方法について検討する。
2. 研修会の実施方法及び実施要領等について検討する。
3. その他本会の目的を達成する為に必要な業務を実施する。

【事務局】

第4条 本会の事務局は、東京都医薬品配置協会に置くものとする。

【委 員】

第5条 本会の委員は担当をもって構成する。

1. 東京都医薬品配置協会役員
室井邦春、岩瀬一郎、岡田譲治、石倉昌則他理事
2. 教育・学術等関係者及び消費者等
教育担当 薬剤師 今泉真知子
学術担当 薬剤師 庄司良文
薬剤師 北川重美
消費者 元足立区立加平小学校 PTA 岡田敦子

【役 員】

第6条 本会には次の役員を置くこととする。

1. 委員長 1名（東京都医薬品配置協会役員）
岩瀬一郎
2. 副委員長 1名（教育・学術等関係者及び消費者等）
今泉真知子

【任 期】

第7条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、再選は妨げない。

【委員会】

- 第8条
1. 委員会は委員長が必要と認める時に随時招集する。
 2. 委員会は教育・学術等関係者及び消費者等の委員が必ず1名出席することとする。

【議 長】

第9条 委員会の議長は、委員長もしくは委員長が指名する委員をもってあてる。

【議 決】

第10条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は委員長の決するところによる。

【その他】

- 第11条
1. 本会則に定めるものの他、必要な事項は委員長が別に定める。
 2. 本会則について改正の必要が生じた場合は委員会で協議の上決定する。

付則 この会則は平成30年6月8日から実施する。